

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける 中小・小規模事業者向け主な支援策

【2021.6.3時点（飲食業関連向け）】群馬県産業経済部

感染症対策営業時間短縮要請協力金

新型インフルエンザ等特別措置法第31条の6第1項及び同法第24条第9項に基づき営業時間の短縮要請に御協力いただいた事業者を対象に、協力金を支給します。

支給対象等	最新の情報は、県HPでご確認ください。 「群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金について」 https://www.pref.gunma.jp/07/ct01_00013.html	
問い合わせ	令和3年度感染症対策営業時間短縮要請協力金コールセンター 電話番号：0570-077-370 受付時間：午前9時から午後5時まで（土日・祝日含む） 備考：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面での相談は行いません。	

月次支援金（飲食関連事業者等向け）【国】

2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に月次支援金を給付し、事業の継続・立て直しやそのための取組を支援します。

※時短要請の対象でない飲食店（もともとの営業時間が20時前まで）も対象になります。

支給対象等	最新の情報は、経済産業省HPでご確認ください。 「月次支援金」 https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html	
問い合わせ	月次支援金事務局 相談窓口 電話番号：0120-211-240 IP電話等からのお問合せ先：03-6629-0479（通話料がかかります） 受付時間：午前8時30分から午後7時まで（土日・祝日含む）	

感染症対策事業継続支援金【県】

※本支援金の実施には、補正予算の成立が前提となります

まん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が減少した事業者等に支援金を支給します。

※国の「月次支援金」の対象とならない、売上減少が30%以上50%未満である
県内中小法人・個人事業者等が対象です。

支給対象等	最新の情報は、県HPでご確認ください。 「群馬県感染症対策事業継続支援金について」 https://www.pref.gunma.jp/06/g01g_00001.html	
問い合わせ	6月下旬に専用のコールセンターを設置予定です。 それまでの間は、「感染症対策県内企業ワンストップセンター」（最終ページ参照）までお問い合わせください。	

経営安定に向けた融資制度（県）



金利の引き下げ、保証料補助あり

経営サポート資金「新型コロナウイルス感染症対策資金」

融資対象者	セーフティネット4号、5号、危機関連保証、伴走支援型特別保証に対応した要件を満たす個人事業主、中小企業者	
対象資金	経営の安定に必要な事業資金（設備資金・運転資金）	
	経営サポート資金 （新型コロナウイルス感染症対策資金B，C，Fタイプ）	経営サポート資金 （新型コロナウイルス感染症対策資金Gタイプ）
融資限度額	Bタイプ 6，000万円 Cタイプ 5，000万円 （うち運転3，000万円） Fタイプ 3，000万円	4，000万円
融資期間	Bタイプ 設備 10年以内（うち据置2年以内） 運転 10年以内（うち据置1年以内） Cタイプ 設備 10年以内（うち据置2年以内） 運転 7年以内（うち据置2年以内） Fタイプ 運転 10年以内（うち据置1年以内）	10年以内 （うち据置5年以内）
融資利率	年1．1％以内	年1．1％以内
保証料補助	県が1／2補助 ※ただし、令和3年4月1日から9月30日の間に融資実行したものが対象です	国による補助あり
申込先	県内に本・支店がある銀行、信用金庫、信用組合	

相談窓口：経営支援課金融係 電話：027-226-3332 平日：8:30～17:15

納税の猶予制度等

新型コロナウイルス感染症の影響により、税を一時に納付することができないときは、法令等に基づき、申請により納税の猶予を受けることができる場合があります。

税の区分	相談窓口 （条件、申請に必要な書類等について相談できます。）
国税	国税局猶予相談センター 048-615-3007
県税	行政県税事務所
市町村税	市役所・町村役場の税務担当課

国相談先



県相談先



※市町村によっては、水道料金等の支払い猶予についても相談を受け付けています。

経営安定に向けた融資制度（国）



国で用意した資金繰り支援策（主なもの）について、以下のとおり紹介します。
詳細及びその他の支援策については、経済産業省の支援策パンフレット（QRコードより参照）でご確認ください。

主な条件等	資金名等	概要	相談窓口
売上高5%以上減少	指定なし	新型コロナウイルス感染症特別貸付	日本政策金融公庫
	指定なし	危機対応融資	商工組合中央金庫
	小規模事業者	新型コロナウイルス対策マル経融資（拡充）	日本政策金融公庫

雇用調整助成金の特例措置の拡充（厚生労働省）

緊急対応期間（令和2年4月1日から令和3年7月31日（予定）まで）、以下の特例措置が実施されます。

対象事業者	影響を受ける事業者（全業種）
対象労働者	雇用保険被保険者でない労働者の休業も含める
助成率（上限15,000円）	4／5（中小企業）・解雇等を行わない場合10／10（中小企業）
支給要件等	詳細は、QRコード（厚生労働省）からご確認ください。
相談窓口	・群馬労働局（職業対策課）027-210-5008 平日：8:30～17:15 ・ハローワーク ・学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999 9:00～21:00（土日・祝日含む）

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

休業中に賃金（休業手当）を受けられなかった方に、支援金を支給します。（申請が必要です。）

対象者	令和2年10月1日から令和3年6月30日までの間に事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払いなし）した中小企業の労働者の方
支給要件等	詳細は、QRコード（厚生労働省）からご確認ください。
相談窓口	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 受付時間：月～金8：30～20：00 土日祝8：30～17：15

雇用を守る出向支援プログラム（産業雇用安定センター）

雇用シェア（在籍型出向制度）を活用して一時的に休業している労働者の雇用を守ります。

対象事業者	新型コロナの影響により一時的に雇用過剰となった企業	
対象労働者	雇用保険被保険者	
支援内容	人手不足企業への出向のマッチングを無料で実施	
相談窓口	（公財）産業雇用安定センター群馬事務所 027-255-2586 平日：9:00～17:00	

ストップコロナ！対策認定制度

業界団体等が作成したガイドラインに基づき、感染症対策を行った小売や飲食サービス業等を営む県内の事業者を県が認定します。

対象者	業界団体等が作成したガイドラインに基づき、感染症対策を行った小売や飲食サービス業等を営む県内の事業者
申請期間	第2次受付中 ※第2次以降も随時募集予定 (令和3年5月6日(木)～5月20日(木))
認定メリット	①認定ステッカー・ポスターのぼり旗でのPR ②ストップコロナ！対策認定店MAPサイトに店舗名、所在地等を掲載
認定の流れ	①対象事業者が「感染症対策」を実施 ②認定申請書を商工団体または県へ提出 ③商工団体または県が店舗の「現地調査及び事前審査」を実施 ④県が、審査結果を基に認定
申請先	中小・小規模事業者：県経営支援課または商工会連合会 中小・小規模事業者以外：県経営支援課
問い合わせ (経営支援課)	電話 027-226-3342 E-mail keieika@pref.gunma.lg.jp FAX 027-223-7875 (平日：8:30～17:15) ※電話の集中を避けるため、メールでのお問い合わせにご協力願います。 ※事業の詳細、申請書様式等は、QRコードから確認できます。



【総合相談窓口】

感染症対策県内企業ワンストップセンター

電話、FAX、メールによる相談に、県職員が対応します（無料）

相談内容	支援金、資金繰り、雇用、自粛要請、受発注取引、技術開発、職業訓練などに関する事業者や従業員からの相談
相談窓口 (県産業政策課内)	電話 027-226-2731 FAX 027-223-7875 平日：8:30～17:15 メール kigyoushou1@pref.gunma.lg.jp

このチラシの最新版を県ホームページからダウンロードできます。
(http://www.pref.gunma.jp/06/g01g_00041.html)

